

会第2号

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年4月25日

提出者 滋賀県議会議会運営委員会  
委員長 谷 康 彦

滋賀県議会委員会条例の一部を改正する条例

滋賀県議会委員会条例（昭和31年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「10人」を「9人」に改め、同項第5号中「9人」を「10人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。